

第 2 回職場における化学物質管理の今後のあり方に関する検討会 議事概要

1 日時、場所

平成 22 年 2 月 19 日（金） 10 : 00 ~ 12 : 00

経済産業省別館 8 2 7 号室

2 出席者

- (1) 参集者：市川委員、塩崎委員、城内委員、豊田委員、名古屋委員、西委員、西野委員、橋本委員、廣川委員、福岡委員、堀江委員、宮川委員、山本委員
- (2) 事務局：半田化学物質対策課長、奥村調査官、小泉化学物質対策課長補佐、奥野産業安全専門官、井上化学物質情報管理官
- (3) 傍聴者：計 23 名

3 議事概要

- (1) 第 1 回職場における化学物質管理の今後のあり方に関する検討会に係る議事概要の確認について
 - ・ 前回の宿題事項で上がった災害の分析結果を見る限り、製造業者ではなく、ユーザー側、特に中小事業場において、労働者の教育や MSDS の活用が不十分であるということがわかる。この点に焦点をあてた対策を講じていかない限り、災害の発生を防止することは難しい。ラベルや MSDS の対象となる化学物質の数を増やしてもこの実態はかわらない。
 - ・ 災害が発生している事業場では、化学物質を取り扱っているという認識がそもそも薄いのではないか。
 - ・ モデル事業により中規模の事業場においてリスクアセスメントのやり方を広く指導したことがある。有意義な事業であり、平成 21 年度で終了することは残念である。
 - ・ 中小事業場がリスクアセスメントを実施するにあたっては、ある程度具体的な方法を示してやらないと、対応できない。
 - ・ 災害を発生させた事業場に対しては、衛生管理特別指導事業場等により監督署が指導していくこととしている。
- (2) 論点整理

(3) 各論

- ・災害事例を見る限り、混合してはいけないものを誤って混合したり、違う容器に誤って入れた等の災害が多く、容器へのラベル表示だけでは災害を防止することは難しいのではないかと。混合作業をするのであれば注意事項を書いておくなど、作業に応じた表示を認めるべき。
- ・ラベル表示は最初はみってくれるが、そのうち慣れてしまうと、作業をするとき労働者は見なくなってしまう。この心理面も含めた対応が必要。
- ・全労働者の3分の2以上が働いているサービス業において自覚なき化学物質の取扱いがあり、化学物質の有害性の教育もなされていないのではないかと。こうしたことを考慮して安全衛生対策を検討するべき。
- ・表示は有害物質を取り扱っている自覚のない労働者に対する注意喚起としての効果があると言える。
- ・表示について最初からきついものではサービス業等では対応できないのではないかと。
- ・今般、UI ゼンセン同盟が実施した調査によると、事業場では、自主的な化学物質の管理方法がまちまちであり、製造現場、研究所、品質管理部署等で労働者のレベルに応じた表示内容にしているところがある。このような柔軟性も必要ではないかと。
- ・化学物質の危険有害性情報を伝達するという目的を達成する上で、GHSに準じた各種容器へのラベル表示を導入するには、柔軟性を持ったものとなるよう特段の配慮が必要である。
- ・資料2-4-2では、代替手段を認めたものについても記載されているが、実際に各種容器へのラベル表示を法制度化した場合、質問がいくつも想定される。これについて、ガイドラインが必要となるのではないかと。
- ・特に、「注1 容器にラベルを貼付することが困難である場合の例」に記載されているように、反応器の中の化学物質が変化するような場合は、そもそも名称等を表示をすることが困難となる。
- ・また、「注3 GHSラベル情報の伝達について」に記載されている「一覧表を備えていること」は、現在、パソコンやCMPといった電子媒体で活用されていることから、こういった情報伝達方法も検討すべき。
- ・GHSに準じた各種容器へのラベル表示を導入するにあたり、対象物質の範囲、対象容器の範囲に加え、スケジュールを考えていく必要がある。

- ・ 化学物質を自覚なく取り扱っている事業場に対しては、先にGHSを周知・普及させる期間、法対応の準備期間、純物質と混合物の導入準備期間を十分に考える必要がある。
- ・ GHSは制度の調和であることから、GHSの国連小委員会で事業場内表示について、検討されることも必要ではないか。
- ・ 日本では、化学物質の危険有害性を労働者に包括的に伝える法律はない。労働安全衛生法第57条の表示対象物質が100物質に限られていることは問題である。譲渡提供する際、化学物質の有害性をラベルにより表示することが重要である。ラベル表示があつて、MSDSがあるのが本当であり、危険有害性の情報を使う人に伝えるラベルのシステムを確立することが、まず最初ではないか。法律的に化学物質の措置をどうするかより労働者の健康を維持するためには何をすべきかを根本的に議論すべきである。
- ・ 日本にはGHS分類を規定する法律はない。GHSは情報がなければ、書かなくてよいとする緩い規制であるため、法律にGHS分類の実施を取り入れてもよいと思う。
- ・ 管理監督者に伝える情報と作業者に伝える情報を区別すべきである。
- ・ 物質名より危険有害性を示す略語等の方がわかりやすい場合もあり、その観点を踏まえ必要な情報を伝えるべきである。
- ・ 次回(3月4日)以降追加物質かつ選定の基準や物質の追加スケジュールについて検討していきたい。